

国民健康保険 特定保健指導及び未利用勧奨業務仕様書

1 業務名

国民健康保険 特定保健指導及び未利用勧奨業務

2 目的

豊中市国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査の結果に基づき、生活習慣病の発症リスクが高い者に保健指導や医療機関への受診勧奨を行い、生活習慣病の発症及び重症化を予防し、将来の医療費適正化をめざすもの。

3 業務委託期間

令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から令和 10 年（2028 年）3 月 31 日まで

4 履行場所

受注者が手配した場所ほか

5 対象者

豊中市国民健康保険被保険者のうち、特定健康診査を実施し、その結果、階層化によって特定保健指導の対象者(積極的支援・動機付け支援)となった者で、利用日においても被保険者であるもの。

6 年間予定件数

動機づけ支援 250 件 積極的支援 50 件

未利用勧奨(文書) 700 件

未利用勧奨(電話) 1,500 件

7 業務内容

1) 業務の概要

「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和 57 年法律第 80 号)第二十四条の規定に基づき、発注者が指定する対象者に対し、対象者が自らの生活習慣の課題に気づき、健康的な行動変容の方向性を自ら導き出し、継続できるよう特定保健指導を実施する。また、発注者が指定する対象者に対し、特定保健指導の未利用勧奨を実施する。

なお、特定保健指導の実施にあたって受注者は「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法」(平成 25 年厚生労働省告示第 91 号)を遵守し、厚生労働省の定める「標準的な健診・保健指導プログラム(令和 6 年度版)」及び「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第 4 版)」に沿って特定保健指導を実施する。

2) 本業務の主たる部分

対象者への保健指導及び未利用者への電話勧奨、業務のプロジェクト管理、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等

3) 業務の流れ

別紙 1 のフロー図を参考にすること。

(1) 事前準備

- ① 特定保健指導事業計画書及び特定保健指導従事者報告書を事業開始前に発注者に提出する。
- ② 特定保健指導従事者等が変更になった場合は、事由発生後 1 週間以内又は従事開始日のいずれかのうち早い期日に特定保健指導従事者報告書及び 特定保健指導従事者変更届を発注者に提出する。
- ③ 動機付け支援又は積極的支援において、特定保健指導計画者・特定保健指導従事者及び特定保健指導の業務を統括する者は、国等が実施する一定の研修を修了し、修了後も適宜、保健指導に関する研修を受講する。
- ④ 利用者に対する送付物や教材等の配布物については事前に発注者へ提出し、送付や使用について承諾を得るものとする。
- ⑤ 特定保健指導案内パンフレットを作成・印刷を行う(1,500 部)。なお、発送については発注者が行う。

(2) 特定保健指導の実施

- ① 申込は対象者の利便性を考慮した方法で受注者が受付し、日程調整を行う。
- ② 面談場所を対象者の利便性を考慮し受注者が手配する。
- ③ 利用者への初回面接日の案内は手紙またはメールなど記録に残る方法で案内し、電話のみの案内は不可とする。
- ④ 面談は原則対面とし、参加者が希望する場合は、オンライン面談等対象者の利便性を考慮した方法も可能とする。通信不良、操作方法等に関する問い合わせには受注者が対応すること。
- ⑤ 遠隔面接に要する機器、通信及び会場等は受注者にて準備する。
- ⑥ 時間帯については、平日の 9 時から 17 時を基本とし、利用者の希望に柔軟に沿える曜日や時間帯を設定する。
- ⑦ 積極的支援の継続的な支援については、厚生労働省の定める「標準的な健診・保健指導プログラム(令和 6 年度版)」に基づき、プロセス評価とアウトカム評価の合計で 180 ポイント以上を取得すること。保健指導は初回面接日から 3 か月以上、かつ概ね 6 か月未満の期間で行う。また、初回面接及び中間評価時に作成した特定保健指導行動計画に基づき、継続的な支援を実施する。
- ⑧ 血圧、体重及び腹囲測定を実施する。腹囲の測定時には、利用者が自宅で正しく測定できるように指導する。測定及び腹囲の測定指導は面接時間に含めない。

- ⑨ 利用者の特定健康診査の結果を記録し、支援に活用する。
- ⑩ 利用者が自身の生活を振り返り、改善方法を見出せるように指導する。
- ⑪ 喫煙者については禁煙に関する必要な情報提供を行う。
- ⑫ 健診結果、自覚症状、既往歴、治療歴を把握し、必要があれば受療勧奨を行うとともに、支援に役立て、受診の必要がない対象者については定期的な健診受診をすすめる。
- ⑬ 特定保健指導開始後に生活習慣病(高血圧・脂質異常・糖尿病等)に係る服薬を開始又は服薬していることが判明した場合は、服薬指導を行っている主治医と協議のうえ、保健指導を実施する。
- ⑭ 運動指導を実施する場合は、年齢、運動習慣や当日の身体状況等に十分注意し、事故の無いよう細心の注意を払って実施する。
- ⑮ 栄養指導で試食等を行う場合には、アレルギー対策や衛生管理等に十分注意し、事故の無いよう細心の注意を払って実施する。
- ⑯ 支援方法により、利用者に費用負担がある場合は、費用負担のない方法も示し、利用前に必ず利用者に説明し、文書での承諾を得る。
- ⑰ 特定保健指導に関する相談窓口として、利用者が必要に応じて電話で相談できる窓口を開設する。保健指導終了後に利用者から相談の要請があった場合も対応する。
- ⑱ 実績評価では、実施日時・支援形態・評価の実施者・評価できない場合(異なる時間帯や曜日による電話での督促を2回以上)の確認回数・腹囲・体重・血圧・生活習慣の改善(栄養、食生活・身体活動・喫煙)の項目をもれなく把握する。
- ⑲ 評価データが得られないために実績評価が確認できない場合は、利用者への確認・評価等の実施内容を記録する。また、その判断日時を実施日時として必ず記録する。
- ⑳ 中断者の利用勧奨については異なる時間帯や曜日による電話での勧奨を2回以上、記録の残る方法で1回以上行う。利用勧奨後、2か月を経過して参加の意思を示さない者及び服薬、資格喪失等により中断した者については、脱落認定を行い、1か月以内に発注者に報告する。
- ㉑ 受注者は生活習慣病(高血圧・脂質異常・糖尿病等)以外の疾病について治療を行っている利用者に対しては、特定保健指導開始時に実施の可否を主治医に確認して支援する。また、健診結果から治療が必要な場合は受療勧奨を行い、発注者に報告する。報告の時期については発注者と相談の上決定する。
- ㉒ 特定保健指導終了後、実施した特定保健指導の内容について利用者を通じて主治医に情報を提供する。
- ㉓ 生活習慣病(高血圧・脂質異常・糖尿病等)以外の疾病について治療が開始された利用者に対しては、特定保健指導の継続について主治医への相談をすすめる。
- ㉔ 発注者が企画する測定会の当日に会場にて特定保健指導を実施する。測定会は月1回程度最大年12回とし、指導方法は1回あたり80分の集団指導(対象者最大8名)とする。実施日や実施場所については相談の上決定する。
- ㉕ 特定保健指導の利用率や実施率を高めるため、保健指導利用者又は修了者に利用特典などを渡し、参加を促すこと。特典の内容や渡すタイミングについては、企画提案書におい

て提案すること。

(3) 特定保健指導未利用者に対する利用勧奨

- ① 発注者が選定した特定保健指導未利用者に対し、電話(一人に対して異なる時期に2回と郵送(1回))により効果的な利用勧奨を実施する。
- ② 郵送については、特定保健指導未利用勧奨パンフレットを作成し、受注者が作成した封筒に封入・封緘の上、発送する。なお、発注者が必要と判断した場合には、封入物の追加に対応すること。
- ③ 発注者が送付する未利用勧奨対象者リストをもとに対象者に電話勧奨を実施する。
- ④ 利用勧奨架電については、対象者に対して、特定保健指導の必要性及び生活習慣病を予防することの必要性を理解してもらうことを目的に、専門職(特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4版)における特定保健指導実施者に準ずる)が利用勧奨架電を行うこと。
- ⑤ 不在または通話中の場合は、実施日時を変更して最大3回まで再度架電するものとする。
- ⑥ 架電にはフリーダイヤルの番号を使用すること。
- ⑦ 架電の際は、対象者の健診結果を把握し、現在の健康状態等も確認しながら、対象者の特性に応じた受診勧奨を行うこと。
- ⑧ 業務を担当する専門職が、業務内容の説明等を適切に説明・指導を行うことができるように、あらかじめ勧奨マニュアルを作成すること。
- ⑨ 不在等で架電先に着信履歴が残り、それをもとに対象者から問い合わせがあった場合は、受注者は架電した旨を伝え、架電時と同様に受診勧奨を行うこと。
- ⑩ 架電した相手方からの苦情やその他の問い合わせについては、発注者へ直ちに報告すること。
- ⑪ 受注者は各勧奨結果の集計を行った上で発注者に特定保健指導未利用勧奨実施報告書を月1回に提出する。
- ⑫ 電話勧奨結果において、不在、番号相違、不通、留守番電話等にメッセージを残した場合は架電実績に計上しない。

(4) 報告

- ① 特定保健指導については、厚生労働省の定める標準的なデータファイル仕様に基つき、実施内容・結果等を電子データとして作成する。
- ② 特定保健指導を実施した翌月に、実施報告書及び電子データを発注者に大容量ファイルシステムにて提出する。
- ③ 事業終了後、特定保健指導の記録は発注者が保管する。ただし、事業終了日から5年を経過した日の属する年度末日までは、受注者においても特定保健指導の記録を保管する。
- ④ 受注者は、特定保健指導利用者の利用前後の腹囲・体重・血圧・生活習慣の改善状況等の項目についての分析、評価を行い提出する。分析・評価項目は別紙2に示す項目を必須とする。

- ⑤ 受注者は、特定保健指導未利用勧奨業務についての分析、評価を行い提出する。分析・評価項目は別紙 2 に示す項目を必須としたうえで、課題や対応策を示し、次年度以降の効果的な特定保健指導の実施につなげること。

(5) その他

受注者は、業務の実施過程で疑義が生じた場合、速やかに発注者に報告し、協議又は指示を受けること。

8 その他

1) 保健指導に従事する者について

保健指導に従事する者は、受注者が直接雇用する者とし、人材派遣や業務再委託での実施は行わないこと。

2) 再委託について

7 業務内容 2) 本業務の主たる部分に記載した業務については再委託での実施は行わないこと。

3) 業務に用いるデータの提供等

業務に用いるデータは、発注者が受注者に対し必要な時期に必要な範囲で提供(概ね月 1 回)することとし、授受は大容量ファイルシステムにて行う。

4) 問合せ対応及び事故発生時の対応

- ① 受注者は、対象者からの質問等に迅速かつ適切に対応するため、電話相談窓口を設置すること。
- ② 受注者は参加者が事故にあった場合や参加者との間にトラブルが生じた時は、適切な措置を講じるとともに、直ちに発注者に報告しなければならない。

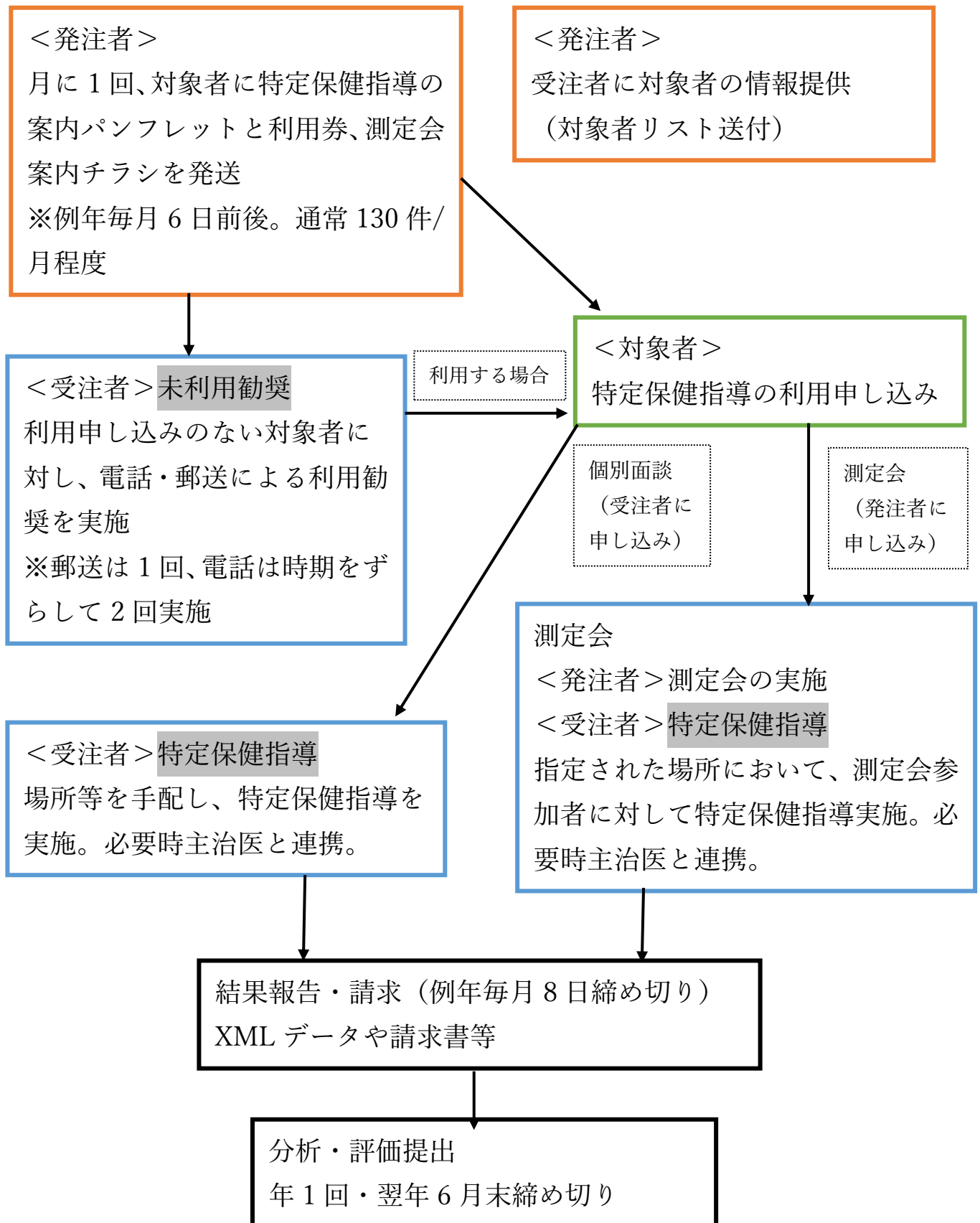
5) 委託料の支払いについて

- ① 各月ごとに業務完了報告(脱落認定された人を除く)を行い、月ごとに支払いを行う。
- ② 動機付け支援について、初回面接終了後に委託単価の 6/10 の金額を、実績評価終了後に委託単価の 4/10 の金額を支払う。
- ③ 積極的支援について、初回面接終了後に委託単価の 4/10 の金額を、継続支援終了後に 4/10 の金額を、実績評価終了後に 2/10 の金額を支払う。
- ④ 動機付け支援及び積極的支援の実施中に利用者が中断・脱落した場合について、初回面接のみ実施した場合は初回面接終了後の金額を支払う。積極的支援の中間評価まで実施した場合も初回面接終了後の金額を支払う。
- ⑤ 特定保健指導未利用勧奨において、文書対応者は郵送したものを件数とし、電話勧奨者は直接勧奨できた場合を計上する。不在、番号相違、不通、留守番電話にメッセージを

残した場合は実績に架電実績に計上しない。

6) 秘密の保持

- ① 当該委託業務の契約の期間中もしくはこの契約が終了し、又は解除された場合において、この契約に係る業務上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならず、また不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関する必要な事項に従事者に周知しなければならない。
- ② 個人情報を取り扱う従事者に対し、研修等を年1回以上実施すること。
- ③ 個人情報を記録した帳票等の媒体は、施錠できるキャビネット等に保管すること。
- ④ 個人情報等を管理するコンピュータについては、情報セキュリティ事故対策（パスワードによるアクセス制御等）を講じること。
- ⑤ 契約終了時には保有個人情報の廃棄または消去を行い、その報告書を提出すること。



※以下の内容は最低限のものであり、必要に応じてグラフ、表などを活用し、次年度以降の効果的な特定保健指導及び未利用勧奨の実施につなげられるようなものとする。

特定保健指導

- ①利用者の年代・性別ごとの人数と割合(支援区分別)
- ②評価終了者の年代・性別ごとの人数と割合(支援区分別)
- ③途中終了者(受診につながった方含む)の年代・性別ごとの人数と割合(支援区分別)
- ④途中終了者(受診につながった方含む)の終了理由
- ⑤下記項目の保健指導実施前後の変化

(支援区分ごとに改善、変化なし、悪化それぞれの人数と割合)

評価項目	改善	変化なし	悪化
腹囲			
体重			
BMI			
食習慣			
運動習慣			
喫煙習慣			
休養習慣			
その他の生活習慣			
収縮期血圧			
拡張期血圧			

※以下は積極的支援対象者のみ

評価項目	達成	未達成
腹囲 2.0cm 以上かつ 体重 2.0kg 以上減少		
腹囲 1.0cm 以上かつ 体重 1.0kg 以上減少		

⑥対象者の健康課題や事業実施における課題

⑦次年度に向けての改善点

特定保健指導未利用勧奨

- ①案内送付人数
- ②架電人数(申込、検討中、拒否、不在)
- ③検討中や拒否の理由
- ④事業実施における課題
- ⑤次年度に向けての改善点